

公益通報者保護法の一部を改正する法律案 用例集

(二月十一日提出分)

第二条第三項関係

2

## 第二条第三項関係

### ●「次の各号のいずれか」の例

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

（確認要件を満たさなくなつた場合等の届出）

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一～三 （略）

2 （略）

○森林經營管理法（平成三十年法律第三十五号）

（經營管理権集積計画の取消し）

第八条 市町村は、經營管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、經營管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。

一～三 （略）

2～5 （略）

（終了措置）

○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

（定義）

第二条 この法律において「医療情報」とは、特定の個人の歴史その他の当該個人の心身の状態に関する情報であつて、当該心身の状態を理由とする当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）であるものが含まれる個人に関する情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置（以下「終了措置」という。）を講ずるとともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3・4 (略)  
一・二 (略)

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）

（適用除外）

第十八条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一・三 (略)